

第2回奈良市老春手帳優遇制度検討委員会会議録

平成19年7月27日(金)市庁舎6階第二研修室

出席委員 間哲朗委員長 岡田充弘委員 中川伸二委員 野崎善男委員
東出和彦委員 村田伊代子委員 安村美江委員 吉岡正志委員
欠席委員 なし

事務局 保健福祉部長 上谷嘉澄 政策監 津山恭之 長寿社会室長 杉原好計
長寿福祉課長 南本利治 長寿福祉課長補佐 尾上雅規
長寿福祉課主任 木村康裕

委員長

お待たせいたしました。委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から第二回奈良市老春手帳優遇制度検討委員会をはじめさせていただきます。本日の出席委員は8名で全員出席でございます。

まず最初に、前回の委員会の会議録をお送りいたしました。このことにつきまして内容の誤り等、お気づきになった点はございませんでしょうか。

委員

前回、自分の思いつきのようなことをしゃべらせてもらって、帰りましているんな人と話しもしまして、私なりに、路線バスの回数とか時間とか運賃とかをちょっと調べて今日持ってきたんですけど、あとから事務局の方から配付してくれると思うんですが、前回、非常に利用率が低いのもっと高齢者に還元したらいいのではないかなと思うんですが、帰っているいろいろ考えたり、いろいろな人の話を聞いたりしますと、元気な人は高齢者であっても車を運転したりして目的地へ行けるわけですけど、高齢者で身体または経済的にしんどい方が、こうした人がなかなか、車で目的地へ走るということが困難であると。そういう観点からすると、やはりこうした、老春手帳を利用したバスの利用は、非常に重要なことではないか。ということを感じいたしました。これは今後のいろいろ財政的なことで市に負担はかけますけども、やはり僻地の老人の方の救済という面から考えて重要な制度ではないかと考えます。そういったことを補足させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長

前回の発言の補足ということで、特に議事録の訂正等は必要ありませんね。

それでは、議事録の公開については、決裁等の事務手続きが整い次第行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。さて、本日の議題は、ご案内のとおり、一点目は今後実施する予定の、老春手帳優遇制度に関するアンケート調査の項目についての検討です。二点目は、前回の委員会での議論を踏まえたいくつかの優遇制度見直し案のたたき台を事務局で考えてくれましたので、それに対しての意見交換をしていただきたいと思います。それに先立ちまして、前回の委員会でご要望のあった資料について、事務局から説明をしてもらいます。よろしく、お願いします。

事務局

資料につきまして説明させていただきます。

本日の資料は、4つでございます。右肩に「資料1」から「資料4」まで番号を振っておりますので、ご確認ください。それから、前回の委員会でお配りしました「資料9」を本日再度お配りしております。

それでは、「資料1」から説明させていただきます。

「資料1」は、前回の委員会でご請求のありました、生活保護の支給額についてのモデル計算と、市民税の非課税限度額についての資料でございます。

まず、上の生活保護でございますが、左側が70歳以上の単身、一人暮らしの場合、右が70歳以上の夫婦の場合で計算しております。

左の表ですが、第1類とありますのは年齢によります個人別の支給基準額で、個人ごとの食事、衣服等の費用ということで、12歳から19歳が一番高く、3万8千円ほどでございますが、70歳以上はそこにありますように、1ヶ月2万9,430円となっております。その下、第2類とありますのは、世帯員別の基準額で、世帯として消費する高熱費等の費用で、1人世帯ならいくら、二世帯ならいくらというふうに決められておまして、そこにありますように、1人世帯の場合で3万9,520円となっております。

で、70歳以上のひとり暮らしの場合は合計で月額6万8,950円が支給されます。なお、その下の表にありますように借家の場合は住宅費として4万2,500円を限度に実費が支給されまして、限度額いっぱいの方は生活費と住宅費とを合わせまして、月額11万1,450円が支給されます。1年間では133万7,400円になります。

次に70歳以上のご夫婦の場合ですが、右の表にありますように、年齢別の基準額が70歳以上ということで2万9,430円が二人分、第2類の世帯員別基準額が二世帯で4万3,740円、合計で1ヶ月あたりの支給額は10万2,600円となります。左と同様借家の場合は、住宅費が支給されまして、二世帯の場合は限度額が5万5,300円になっており、合計で月額15万7,900円が支給されるということでございます。

次に、市民税非課税世帯のモデルケースですが、年金のみの収入の場合70歳以上の単身

世帯では1年間の年金が151万5,000円以下なら市民税は非課税となっております。これを超えますと均等割りが課税されます。均等割の額は19年度市民税が2,000円、県民税が900円となっております。世帯員の数が増えますと、課税ラインも上がりまして、二人世帯の場合は201万9,000円までは非課税となっております。以上でございます。

委員長

ただいまの説明になにかご質問はございませんか。

委員長

それでは、第一の議題でありますアンケート調査の項目について事務局から説明をお願いします。

事務局

では続きまして、アンケート調査の項目について説明させていただきます。資料2と資料3でございます。

資料2が70歳以上の方用です。資料3が70歳未満の方用です。アンケートの件数は両方合わせまして2000件を無作為に抽出して発送する計画です。中身について説明させていただきます。まず70歳以上用のアンケートを見ていただきまして、1ページめでございます。70歳未満用と比べていただいたらよくわかると思いますので、70歳未満用も1枚めくってください。まず問1ですが、これは70歳未満用も共通でございます。(1)は年齢、(2)は住所。住所は、現在の小学校区ではございませんけれど、旧の小学校区。(3)は家族構成、(4)は住居の状況。次に2ページです。(5)は収入の状況でございます。(6)は、職業。(7)は免許証の所持について。ここまでは共通です。70歳以上用は(8)(9)と続きます。(8)では健康状態、「健康である」「おおむね健康である」「あまり健康ではない」「健康ではない」「わからない」とあります。(9)も70歳以上で外出の頻度についてきております。「ほとんど毎日」から「全く外出しない」まで回答を用意しております。次に、70歳以上用の3ページでございます。問2ということで、ここから老春手帳優待乗車証についておたずねしますということで、現在、優待乗車証の交付を受けていますかということですが、この設問ですが、70歳未満用は3ページで、若干設問の内容を変えています。70歳未満用では優待乗車証をご存知ですかと、という問になっております。「広報などで知っている」から「知らない」まで答えを用意しています。70歳以上用のほうに戻っていただきまして、3ページ問3から問5までは、問2で「交付を受けている」と答えた方に回答していただくようになっています。まず問3です。「優待乗車証をどの程度利用されていますか」と利用の頻度をたずねています。問4優待乗車証の利用目的、買い物、趣味・レジャー等々7つの答えがあります。問5では時間

帯です。優待乗車証を利用する時間帯はいつですか。1番から7番まで答えを用意しています。この設問ですが70歳未満の場合は、3ページで若干、内容を、聞き方を変えております。たとえば問3、70歳以上は優待乗車証についてきいておりますが、公共交通機関をどのように使っているかをきいています。それから、問4では優待乗車証の利用目的ではなく、公共交通機関の利用目的をきいています。問5では、同じく、優待乗車証の利用時間帯ではなく、公共交通機関の利用時間帯をきいています。

次に70歳以上用の4ページでございます。問6については、さきほどの問2で交付を受けていないと答えた人にきいております。これは、70歳以上の設問にしかありません。優待乗車証の交付を受けていない理由はなんですかということです。1番の「身体的な事情から利用できない」2番の「ほとんど外出をしないため」など9つの回答を用意しています。

次に70歳以上用の設問、問7です。普段利用している交通手段はどれですかということで、バス、電車等々7つの答えを用意しています。この設問は、70歳未満用も用意しております。70歳未満用は3ページの問6にあります「普段利用している交通手段はどれですか」ということで同じ内容をきいております。

つづきまして、70歳以上用の4ページでございます。問8、日常生活の中で1ヶ月の交通経費の支出はいくらか。まったく使っていないという方から2万円以上の方まで、8段階の答えを用意しております。

それから70歳以上用の5ページ、問9で現在の優待乗車証はどのようなことに役立っていると思いませんか、社会参加、交流の促進、生きがい作り等々8つの答えを用意しております。

この設問ですが、70歳未満はどうなっているかということ、70歳未満は4ページ、問8ですが、問7は70歳以上の設問と同様に1ヶ月の交通経費をきいています。問8は、70歳以上の答えの9はありませんでしたが、70歳未満の場合、優待乗車証を知らない方もいますので、9として「わからない」を追加しています。

次に70歳以上の問10です。優待乗車証について不便に思ったこと不便だと考えたこと、70歳以上限定ですが、「近くに利用できる交通機関がない」「バス停が遠い」「バスの便数が少ない」など7つの答えを用意しています。

その次に、現在の優待乗車証制度の問題点として日頃どのように考えておられますかという設問です。「1高齡化が進み対象者が増えることにより、現役世代や市の財政負担が増える」「2高齡化が進み対象者が増えることにより、バス会社等の経営に影響がある」「3バス路線の新設やコミュニティバスの創設の支障となっている」等9つの答えを、まあ9つ目は「特にない」ですが、多くの答えを用意しています。

この内容の設問は、70歳未満用の設問もほとんど同じ内容でして、70歳未満用は4ページにあります。4ページの問9です。現在の優待乗車証制度の問題点として考えられることは何ですか。若干言葉を変えています。70歳以上の場合は、「日頃どのように考えておられますか」が70歳未満では、「考えられることは何ですか」というきき方になっています。

それから70歳以上の方用の、6ページです。問12です。「今後とも優待乗車証制度を安定的に維持・存続させるためには、どうすれば良いかおたずねします。」「(1)現在の制度は70歳以上を対象としていますが、対象年齢についてどう思いますか。次の中からあてはまるものに1つだけをつけてください。」「1.現行のままでよい」「2.交付対象の年齢を上げる」「3.交付対象の年齢を下げる」「4.その他」「5.わからない」の5つであります。(2)は負担のあり方についてです。「1.現行のまま2千円を負担」「2.全員が交付時に所得に応じて年1回自己負担する」「3.全員が一律に同じ額を年1回負担する」「4.乗車のつど一定額を自己負担」「5.その他」「6.わからない」となっております。(3)です。優待乗車証の利用可能時間帯です。(4)は利用金額の制限についてでございます。ちなみに70歳未満の方も、若干言葉が違いますが、同様の内容です。70歳以上(2)負担のあり方となっていますが、70歳未満の場合(2)利用者負担のあり方となっています。

次に70歳以上用の7ページ。問13今後、どのような福祉施策が充実されることを希望しますか。次の中からあなたの考えに最も近いものに1つだけをつけてください。「1.高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進」「2.高齢者の地域見守活動」「3.高齢者のための施設の充実」「4.要援護高齢者対策」「5.子育て支援の充実」「6.障害者福祉の充実」「7.健康づくり対策」「8.その他」となっております。

そして最後に、「優待乗車証について、ご意見・ご要望があれば自由に記入してください」としてあります。

70歳未満用につきましては、問11でどのような福祉施策の充実を希望するか、問12で優待乗車証に対するご意見・ご要望を自由記述でということになっています。

以上が優待乗車証に関する質問で、70歳以上用最後が8ページが入浴券、映画券に関する設問になっています。問15で公衆浴場入浴券の制度の今後についておたずねしますということで6つの答え、「1.年間利用枚数を減らす」月15枚で年間180枚の枚数を減らすということです。「2.利用のつど一定額を自己負担する」「3.対象年齢を引き上げる」「4.廃止」これはお風呂屋さんが偏っているので廃止。5はそのまま、6はその他。問16は同じように映画入場券の今後について、6つの答えを用意しています。「1.年間利用枚数を減らす」3ヶ月に5枚、年間20枚の枚数を減らす。「2.利用のつど一定額を自己負担する」「3.対象年齢を引き上げる」「4.

利用できる地域が偏っており廃止」5 そのまま。6 はその他。

それから問17で、公衆浴場入浴券・映画館入場券について自由に記述してもらおう。

70歳未満用につきましても、まったく同様です。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま、70歳以上と70歳未満の方々に対するアンケート案について説明いただきましたが、なにかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委員

バス券のほうじゃなくて最後のほうの入浴券、映画券のところですが、バス券であれば「このままでよい(年間2000円)」とされていますが、入浴券、映画券も説明では何枚かしていただきましたが、かっこ書きでも入れておいていただいたらと思います。

委員

減らすといっても何枚から減らすのかわかりませんからね。これは入れておいていただかないと。

委員

現行月15枚とかね。

委員

そのほうがわかりやすいですね

間委員長

現行枚数を明記するということですね。

(「はい。」と呼ぶ声)

委員長

他にいかがでしょう。

委員

この優遇制度のアンケートで1番大事なところは、6ページの2番と4番であろうかと思うんです。で2000円の負担ということが、昨年、1昨年も市の案が認められなかったということです。2000円のままでいいという。このままのアンケートでいきますと「現行のままでいい」というのにみんながここに をつけるのではないかと思います。このへんのところをもう少し、アンケートによって負担額を増やす方向にもっていくというのもおかしいわけですがけれども、やっぱり考えてみなければ、やはりこのままでいいということになってしまいますのではないかと。とともにもうひとつは、

4番目の制限ですけれども、昨年度は3万円の制限を設けられた。これも現行のまま
でよいのかどうか。このへん同じように2番と同じように考えておかなければなら
ないと思う。

委員

アンケートはどのような形ですか。無作為抽出ですか。全員じゃないですね。

事務局

2000人です。

委員

70歳未満が2000人ですか。

事務局

両方合わせて2000人です。

年齢によってといいますか、ある一定の年齢65なら65歳、多い年代にはたくさん
送られるということです。

委員

年齢階層別に比例するわけですか。

事務局

そうです。

委員

そうしたら高齢者の方が多いのですか。

事務局

今65歳以上で20%ぐらいです。70歳以上の方が5万3千人ぐらいですから、大
体人口37万人で割りますと10数%の割合になります。

委員

千ずつ。

事務局

いえいえ、2千を・・・

委員

2千を年齢階層別に割るわけですか。

事務局

質問内容だけ70歳以上と未満を分けるわけです。

委員

で歳はいくつから。

事務局

二十歳からです。

委員

地域別は一切関係なしに全市一斉無作為ということですか。

事務局

はい。そういうことです。

委員

たとえば、50代が50%の人口であれば、50%いくということですか。

事務局

そういうことです。

委員

だから年代層、いわゆる20代、30代、40代そういうくくり方ですか。

事務局

まあ、具体的には5歳きざみか10歳きざみかは、まだ決めていませんが、基本的には例えば5歳きざみ、10歳きざみという考え方になると思います。

委員

2千人ていうのは、人数では2千人でいいのでしょうかしら。年代別にしたらずいぶん少なくなると思いますが。

事務局

考え方をお聞きしますので、回答がだいたい5割強、千件ございますので、大体市民の皆さんの意見がそこでほぼ反映される。統計学上の理屈がありますようで、それだけサンプリングができればほぼ市全体の考え方がわかるということです。

委員

そしたら年代が千人なかったらあかんのとちがうのかなと思うんですけど。

事務局

回答の偏りという部分はあるかとおもいますが、回答しやすいといいますが、年代によってどれくらいの方が回答していただけるか、あらかじめわかりませんので、それを見込んで数を決めることはむずかしい。

委員

先ほどの追加させていただきますが、2番の負担のあり方といえますのは、19年3月にICカードによって、アンケートされているわけですが、現行制度を継続するというのもう一つは負担増はやむを得ない、こういうことで、現行のままでよいのか負担増はやむを得ないのか、この質問、これは必要ではないか。19年度では54%は財政逼迫もあり負担増はやむを得ないと答えてますので、このことを受けて、この次のアン

ケートでもこういう設問を入れておけば理解を得やすいのではないかと思います。

委員長

先ほどからの意見によりますと、このままでよいという回答が多くなるのではないかと、この設問については、一考を要する。これに関連して負担増はやむを得ないという項目を付け加えたらよいのではということですか。

委員

それはもう3月にICカードでと言ってきているんですか。54%というのは。

事務局

昨年、バス優待乗車証の利用者に対してアンケートをとったのですが、「利用者の負担額を増加して現行制度を維持」という答えが約20%ありました。また、「現行制度を継続」というのが45.5%でしたので、したがって、何らかの見直しもやむを得ないという回答が、残りの54.5%になるということです。

委員

6ページ問12(2)の2、3、4が負担増に当たるわけですね。

委員

ご意見があったように、「このままでよい」といくつかの負担増の案であれば、多くの方が「このままでよい」を選ぶと思います。私でもそうだと思います。

委員

逆に下げてもよいという意見もあるかもしれない。

委員

質問の仕方っていうのは、ちょっとね。アンケートの傾向としては、最初のほうにどうしても を打つしね。ただ、現行のままでよいを後ろにもって行くのも意図的かなと思います。やはり自然体は現行のままが一番上にきて、あとバリエーションがある。普通そういうスタイルかなと思います。難しいと思います。入れ替えるとか順番を変えるというのは、負担増を求めるように受け取られないとも限りませんから。

委員

ただ、現行のままでよいというのも意見としてあってもよい。ただ70歳以上の方は2千人の中で20%もないわけですから。それは一つの意見として充分いいんじゃないかなとは思いますが。

委員

だからこのことについては、高齢の方は関心あると思うんですけど、若い30代とか40代の人とかは関心ないかもしれませんね。若い方は、家族がおられて、その方が老春手帳を持っておられるとかいう場合は、関心があるかも知れませんが。70歳未満の

ところに出ていましたが、あまり関心ないかも知れませんね。

委員

たしかに、先ほどの頻度でいわれると、人口のパーセントでいかれると、70歳以下の割合が、どうなのかなと。20代、30代、40代の方が冷静に判断してくれればいいんですが。誰彼なしにアンケートを取られるというのもどうなのかなと。まあ、こういう会議で話を聴いてからのアンケートであればいいんですけど。

委員

これ想定の話ですけど、2千人で70歳以上20%とすると400人になりますね。解答率は高いと思います。答えは重いものになるかも知れませんね。このままでよいということになるかも知れませんね。それを受けてわれわれ委員会はどうか判断して行けばよいのか。想定の話ですけど。

委員

もうひとつは、市の財政の将来の構想の中で、これがどのくらいの負担をかけるのか。みんなにわかるような方法があれば、回答がしやすいと思うんですね。まあ、今は現在の制度は実施して行くと、市長さんがおっしゃっているわけです。しかし、将来、市の財政が逼迫してきて、もっと極端に言えば夕張のようになってですね、はたまた財政破綻ぎりぎりまで継続していけるのか。財政に余裕があるときは、こういう制度は続けてもらう。優遇してもらうということは考えますけれども。しかし逆の場合のとき、市全体の財政の中でどのように運営して行くのか、そういうことが見えるような形が入っておれば、もう少し答えやすいかも知れませんね。

委員

「奈良市の財政状況」を見せていただいたら、老春手帳の優遇措置事業、これが7億1千698万円。他のに比べてみたら突出しているなということがわかるんですよ。このへんみんながどの程度の優遇、7億1千698万円というのがどのくらい価値のことなのか、わからないと思うんです。市としては高齢者福祉にこれだけ配慮いただいているということをもう少し皆さんに知っていただいて、そして、なんとか、いまの苦しいときには、受益者が負担して行かなければならないということが理解してもらわないと、みんな、この金額がぴんと来ないわけなんです。その辺の啓発というのか、何かの形でなければならぬと思うんです。万青の中でも話しますが、現行の2千円の負担、これは、5千円でも致し方無いなと話すわけです。やむを得ないということはみんなよくわかっているんです。そしたら2千円を次にいくらにするのか。この額が問題です。昨年は、3万円の上限、6千円の負担、これはちょっとみんなに諮られた方がよかったのではないのでしょうか。まあ、今検討委員会でこのことも検討するわけですけど。今年は、

どのぐらいのことで考えておられるのか、先に聞かせてもらえたら、そしたら2千円が5千円になっても、これはみんな納得いたします。そのへんどうでしょうか。

事務局

今、アンケートの項目について、ご意見を伺っていますが、次の案件になります、資料4において、事務局の案を提示させていただきますので、そこでご意見を伺いたいと思います。

委員長

他にこのアンケート項目についてご意見ございますでしょうか。

事務局

先ほど、委員さんからありました、背景がわかったうえでアンケートをするほうが、アンケートとして活かされるであろうということで、市の現在おかれている財政状況等背景を説明した文書、なぜアンケートを行うかという文書をいっしょに送らせていただきたいと思います。

委員

さきほど申し上げた54%というのは、第1回会議録の10ページに出ているんです。読ませていただいたら「廃止から、限度額を設定して実施あるいは利用者の負担額を増加して現行制度を維持、何らかの負担増はやむをえないという意見も、54パーセントほどあったというような結果でございます。」と書いてありますが私はこれを見て言っているわけで、これは、このへんの資料と違うわけですね。

事務局

あの、前回平成18年夏ですね、にアンケートをした結果を資料としてお渡ししていますが、「1 バス優待乗車について」で、現行制度を継続が45.5%ですので、残りの約54%の方は何らかの変更はやむを得ないと考えているという解釈です。

委員

でも、複数回答ですよ。ひとつの回答ではないですよ。どれだけをうっておられるかわかりませんね。どうなんでしょうね。1個しかだめやったら、1人の意見は、これってなりますけど、たくさんうたはったらはっきりとわからないんじゃないでしょうか。どうなんでしょうね。

委員

複数回答やからね。これはやはり1つにしておかないと。

委員長

さきほどから出ています問12の「現行のままでよい」の次に「負担増はやむを得ない」という項目を入れると。それはそれでよろしいですね。負担増はやむを得ない

とご回答いただいた方については、その次の2、3、4から答えていただく。と、これはよろしいですね。それと市の財政事情についてご理解いただけるような依頼文書を付けるということですね。よろしいでしょうか。

そしたらこの件にも関連してまいりますので、次の見直し案について説明していただいた後、ご検討いただいたうえで再度アンケート項目についても考えていただきたいと思えます。これでいいだろうかということも再度お尋ねしたいと思えます。

なお、見直し案につきましては、あくまでもたたき台といいますか考え方ということでありまして、私どもが検討するうえでの参考になるものであると捉えていただけたらと思えます。

事務局

では、前回の委員会で出されました考え方ですとか、その辺を整理しまして、考えられる老春手帳優待乗車制度の案ということで、ここに提出させていただきます。資料4でございます。なお資料9というのもあると思えますが、これは6月29日の検討委員会で報告させていただいた案、現行制度と平成18年と平成19年に議会に提案させていただいた案、これをもう一度今日参考資料としてお手元に配っております。資料4でございますけれども、ここでは、6つの考え方を提示させていただいております。まず、一番上でございます。これは、現行制度、つまり市内のバスの停留所間の無料乗車。70歳以上の方を対象にするということですが、現行制度で所得によりまして、負担額を区分する。生活保護の方は無料で、以外の方は2,000円というくくりでございますが、これを4段階に区分するという事です。介護保険は所得によりまして8段階の区分がされておりまして、これをあてはめると、8段階ということになりますが、これはあまり多いということで、4段階でどうかという考え方です。まず生活保護受給者。介護保険の場合は、世帯全員が市民税非課税、老齢福祉年金受給者も入りますので、これも含めて考えて、これは無料。それから、合計所得金額が200万円未満、介護保険の場合は、200万円未満の区分が4段階ございます。合計所得金額が80万円未満とか、市民税非課税とかいっぱい入ってくるわけですが、これをこの案では、合計所得金額が200万円未満でくくりまして、200万円未満の場合は、現行どおり2,000円。200万円以上800万円未満は5,000円、800万円以上は8,000円と、こういう区分でございます。この5,000円という金額は、200万円と800万円の中間は500万円、200万円の2.5倍ということで、負担額も2,000円の2.5倍で5,000円ということでございます。で、このような利用料を設定した場合の所要経費は、右の表のとおりになります。ちなみに、20年度では、所要額は6億900万、利用者負担が9200万円、差し引き市の実質負担額は、5億1700万円でございます。ちなみに、この所要額で

すが、前回の委員会に提出いたしました資料9の所要額と同額でございます。委託料単価は、一人1月1,480円で計算しております。前回の資料と比べますと現行2,000円負担の場合ですと、21年度は利用者負担額は7000万円、2,000円、5,000円、8,000円負担の場合は9600万円と2600万円の増という試算でございます。

それから2番目ですが、これは利用者が運賃の3分の1を乗車のつど負担していただくという考え方ですけれども、ただし100円までということで、100円を超えまして、運賃がいくらでも100円を負担していただく。対象年齢は70歳以上、また、こういう制度にする場合は、必ずICカードにする必要があります。チャージ機能というのがあり、あらかじめいくらかの金額をチャージしておくことにより、3分の1なり100円の運賃をICカードで精算していくことができます。ICカード化が不可欠の条件になりますが、この場合、制度利用料2,000円はなくなります。また、市外の利用も可能となっておりますが、これはひとつの考え方です。また、経費負担割合は市70%、バス会社30%ということで試算しております。生活保護受給者ですが、現行制度では利用料2,000円も必要なく、全く無料で乗車できるわけですが、現行制度とのバランスをとる意味で、平均的な利用金額相当額を助成するという案になっております。この場合の一人当たりの平均利用額は1785円、一人当たりの自己負担額は581円として算定しております。平成17年の12月から平成18年8月まで500人の方を対象にモニターをお願いしまして、ICカードを利用した実態調査を行いました。これをバス利用者全員に当てはめればどうなるか、また、一定の自己負担を求めたときに利用実態は下がるとお思いますので、その辺も含めまして、仮に試算したものでございます。ちなみに所要額は20年度で6億7200万円、利用者負担は1億2000万円、市の負担は4億7700万円、バス会社の負担は、7500万円となっております。いずれも10月実施で9月までは現行制度で計算しております。21年度では所要額は7億5700万円、利用者負担は2億4600万円、市の負担は3億5700万円となっております。

それから3番目でございます。今はバスだけの優待乗車ということですが、バスと近鉄、JR、つまり鉄道ですが、それとタクシー、対象年齢は70歳以上、バス、JR、近鉄、タクシーのいずれか1つを選んでいただいて、1年に5,000円分使えるカードを交付します。制度利用料は廃止します。この制度にしますと、現在バスの優待乗車証交付者はざっと60%強でございますが、このような交通機関の選択性にしますとほとんどの方が希望すると思われるので5,000円という金額を設定しています。この所要経費ですが、20年度は5億3900万円、21年度は2億4900万円、20年度は9月までは現行制度ですので、この分が約3億円必要になっていきます。

それから、4番目ですが、これは2と3の選択制でございまして、バスについては運賃の3分の1と100円の低いほうを負担、その他の現在2万人程度の方がバスの優待乗車証を利用されていませんので、JR、近鉄、タクシーのいずれか5,000円のカードを希望者に交付する。というような選択制にしてはどうかという考え方です。この場合2の経費プラス残りの方に鉄道などのカードをお渡しするため、その分経費は増になります。とういうことで、2番の場合の21年度は7億5700万円、市の負担は3億5700万円、4番の考え方になりますと所要額は8億2100万円、市の負担は4億2200万円になります。

裏面にまいりまして、5番目ですが、これは対象年齢を現行70歳から75歳以上に引き上げるという考え方でございます。これは、去年のタウンミーティングでも考え方をお示ししております。ただ、この場合現在70歳で優待乗車証の交付を受けている人は75歳まで間があいてしまう。そのため、経過措置としまして、すでに70歳になっている方には、利用者負担5000円いただいて交付するという考え方です。これで特徴的なことは毎年所要額が下がっていく。これは75歳になられるのを待っている状態になりますので毎年所要額が減っていく。25年度以降は増加するわけでございますが。委託料単価は1人月額1,480円で算定しております。

それから6番目です。これは現行制度のまま、利用料を5,000円にするという考え方です。対象年齢も現行どおり。利用料のみ2,000円から5,000円に変更する。

以上6つの案を今回、提示させていただきました。前回委員会で示したパターンともども検討していただけたらと思います。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきましたが、ご質問、ご意見をお願いします。委員さんの用意していただいた資料について、ご説明いただくことはありますか。

委員

現行の都祁地区、月ヶ瀬、田原、大柳生、柳生地区こちらの方から奈良との便数及び所要時間、運賃そういったものを参考に出しております。これは、インターネットで検索したものをコピーしていますので、間違いないと思います。

委員長

それでは何かご質問は無いでしょうか。

委員

奈良市として、バス優遇の限度額といえますか、どこまでしようと言いますか、他の予算の割合があると思うんです。さきほどご意見ありましたように、7億1千万円を使

っている。これは子育て支援と比べたら3倍もある。これから高齢者が増えていく、また、このままではパンクするというのはわかりますが、どれぐらいの額であれば、持続可能になっていくのか、これからも継続可能か、そういった額の設定というのはあるのですか。

事務局

7億1700万円というのは映画館入場券とか風呂券を含めた額で、バス優待乗車証については、4億6000万円という実績がありますが、財政的な面だけ考えるとこれがひとつの目安になります。

委員

まあそれが4億6000万なのか、高齢者がこのように増加するのは、もっと20年ほど前から計画をちゃんとしていたら、今こんなことになってこなかったのではないかと、できていないからどんどん増やしてこんなことになった。今後の状況を考えて団塊の世代のことも考えての4億6000万なのか、10年後までは行けるが、その後は、また、考えるというのか。

事務局

今までは具体的なデータがない。10月からICカード化によって、実績が把握できるので、そのデータを踏まえての議論も必要であると考えます。

委員

たとえば3億円までに、どうしても抑えなければならないとかいうのがあれば、そのように考えなければならないし、このどれを選んで、できるだけ少ないほうを選んだらいいといわれても、むずかしい。考え方が。

委員

6番目の2,000を5,000円というのは、これはバス会社に支払う1,480円が5,000円になれば変わるということですか。委託料が。

事務局

委託料単価は、現行のままで計算しております。

委員

バス会社の負担額は出ていないわけですか。1,480円の設定に含まれているということですか。そして、1,480円の12ヶ月の現在でしたら32,000件、5億6832万円を払っておられるということですか。その計算でいいわけですか。

事務局

そうです。基本的にはその計算です。ただ、予算上は、それだけかかりますが、バス会社と18年度については、4億6000万円の限度額でお願いしたという経緯もあり

ます。

委員

将来、燃料費の値上げやバスの運賃の改正など考えられ、まず、安くなることは考えられない。その辺をどうみておられるのか。いちばん基本なのは、福祉の制度の中で、バスの優待制度がどのように実施していけるのかということ、将来の展望ですね。もっと財政的に逼迫したときは、いやこの制度は引き続きやりますよと、たとえ職員の給与を減らしても、このようにするのか、いやそうではなしに、苦しいときはみんなが負担していく制度にかえていくのか。そのへんのことが、財政的にもっと逼迫したときも、このまま制度が継続できるのか、その辺の見通しが見えてこないの、ちょっと判断がしにくいのですが。たしかにお年寄りを大事にしなくてはならない、制度は続けていかななくてはいかんというのであれば、たとえほかの事業の経費を削ってでも、職員の人件費を削ってでも、この制度は維持していくんだというのか。それとも、これは福祉のシステム全体の中の何パーセントの中で、維持していく、市民にも負担していただくかなくてはならないのか。その辺のことが見えてくれば、もう少し、検討しやすいんですけども。

事務局

前回のなかで財政的に年間40億円が毎年不足して行く。いろんな行財政改革を行っていくのですが、その中で、いちばん最初に職員の給料、人件費、人数の改革をすることを前提に考えている。その中の全部について改革をしていく、聖域のない改革ですので、老春手帳の優待制度も例外ではない。ただ、これを0にするというスタンスはぜんぜんないわけですし、この会議にいたしましても、どのようにすれば制度を継続して行けるかを検討いただくわけですが。例えば、3億円の範囲でお願いしますというようなことが言えれば、その範囲の中で選択していただくことができるわけですが、そこまで数字が出ていません。ここを出していただいた答えも改革の委員会へ反映させたいと考えています。

委員

そしたら、6案のなかで、私が疑問に思うのは、1番の現行制度のままで、所得に応じ利用者負担を4段階に分ける。これ200万円まで2,000円、これはいいんですが、200万円から800万円まで、なんで一律5,000円なのか。若い世代なんか収入は300万円ほどしかありません。その人たちと800万円ある人とぜんぜん生活レベルが違うと思う。私なら300万円なら3,000円、400万円なら4,000円。同じ5,000円というのは、どうも、なぜ一律5,000円なのか。200万円の所得の人と800万円の所得の人は大変な違いがあると思います。ですからここを考えていただきたい。800万円

といえば高額所得に入りますよね。そういう人には、もっと高い負担をしていただいても、とうのが私の思いですけれども。

事務局

何回もいいますが、あくまでもたたき台ということでご理解をお願いします。

委員

2番ですが、前回も制限3万円をどうするのかという話がありましたが、それをやめておいて、あくまでも利用者から取るほうがよいという考え方で、出されたわけですか。

事務局

いいえ、上限を設ける案に加えて、今回6案を提示させていただいています。3万上限の代わりに、これということではありません。

委員

3万上限という案はもうないんですね。

事務局

いえいえ、前回の3案に加えてということです。また、これをいろいろ組み合わせて考えていただくことも可能は可能です。

委員

そして、優待乗車証(紙)にするのか、ICカードにするのか、これは決まっていないのですか。来年度から。

事務局

この10月からICカードになります。

委員

2回議会に提案して、ぼしゃって、どういうふうに制度を絞り込んでいくのか。ICカードになるのはわかっていますので、まず、青天井でいくのかどうか。山間部の人にはかなり重要なことです。また、交付の際に制度利用料という形で負担するのか、実際乗車したとき、そのつど負担するのか。もうひとつは、奈良交通だけでいくのか、JR、近鉄含めて考えるのか、その辺を整理して行かないと。だんだん広がって、絞っていかないと制度設計がしにくいのではないかと。それプラス最終的に利用者負担はどうなのか、市の負担はどうなのか、これが長続きする方法なのかと。でないと委員会としてなかなかまとめにくいのではないかと。

もうひとつは、事務が煩雑になれば制度としてしんどいですからね。どんな制度でもそうですけど、できるだけシンプルにわかりやすくしなければならぬと思います。

委員長

いま、委員のほうから、いろいろ考え方を整理して進めて行かなければならぬとい

うご意見がありました。どうでしょうか。

委員

限度額は、利用する頻度が多い方は、いやとおっしゃるんでしょうね。使うだけ使わせてもらいたい。山間部の方も1回のバス料金が高いので、できるだけ上限は無かったほうがいいんでしょうね。

委員

ただ、こういう制度は必要な経費に対して、効果がなかなか計れない。健康の維持増進や社会参加が目的ですが、それがどうつながっているのか、なかなか読み取れない。なんか、えいやで決めなければならないところもあるんですね。5億円の毎年費用を投じたから、毎年医療費がどれだけ減ったかは、なかなかつかみにくいのです。

委員

僕の個人的な意見ですが、3番の交通機関を選べる方法、これは新しい提案だと思います。市内どこに住んでいても、公平だと思います。とくに、タクシーは、介護タクシーにも使えるわけですから。ただ、限度が5,000円がよいのかは、また別の問題ですが。利用する人がね、受益者が負担をするというのは、本来のたてまえであると思うんです。だから、誰がどこに住んでいても利用がしやすい、しかも、みんなに公平であるということであれば、使う頻度の激しい人は、応分の負担をしていただく。基本になる5,000円というのは、これはちょっとあれなんですけど。

委員長

まあ、交通機関は制限しないほうがいいということですね。

委員

事務的にはどうなんですか。たとえば、ICカードでこれだけ乗れるというのが作れるんですか。難しいんですか。

事務局

それは、それぞれ、例えば近鉄でしたら近鉄で使えるカードをとということです。

委員

統一で使えるというわけにはいかないんですね。

委員

「スルッとKANSAI」を5,000分もらったということですね。それ以上使う人は自腹ということですね。

事務局

これの一番あぶないのは金券になるということです。

委員

だれが使ってもよい。わからない。

事務局

市がもうお金を払っているから。

委員

2番目の運賃の3分の1、なんで3分の1になるかわからないんですけども、私は高齢者になられたら、子供は半額ですよ。小学生になられたら半額の運賃。高齢者の方も半額を負担していただいたら、公平というか。3分の1か100円というのはどうなんでしょうね。

事務局

前回の資料9に、半額の考え方の提案があります。3分の1というのは、180円区間というのが一番利用が多いわけなんですけれども、100円負担、ワンコインという考え方ですが、180円区間に100円負担すれば、半額以上負担になってしまう。そういう区間もあるということを踏まえて3分の1または100円の少ないほうを負担ということにしたのです。

委員

これはICカードで自動的に計算されますか。現金を支払う必要は無いんでしょうか。

事務局

ICカードの持つチャージ機能を利用すれば現金で支払う必要はありません。

委員

でもこの9のは市内区間のみになっていますよね。これは都祁も半額になるんですか。1,400円のところも。そうですね。市内循環と勘違いしてました。

事務局

普段利用する区間が、180円の方と1400円の方は、半額負担といっても額がかなり違う。これは不公平ではないかという意見もありますし、皆が半額負担するのが公平だという意見もあり、どこに公平性を見出すか問題です。また、税金を投入するのだから一律5,000円なら5,000円券を渡すことが公平なのか。

委員

いま、バスのチケットの話がでましたが、風呂、映画はチケットなんですね。これは悪用されるような事実はあるんですか。

まあ、それは答えにくいですが、ほかの交通機関のチケットを配った場合、その、悪用されるような可能性はあるんでしょうか。今は、映画、風呂・・・

委員

映画は老春手帳を示さんと。風呂はなにも。

委員

電車の場合も老春手帳を示すということでは。

事務局

電車等の場合は、今、もう改札口に人がいませんから。誰が使ってもわかりませんから、それは、悪用されやすいと言えるかと思えます。

委員

ということで2番と3番を混合した4番というのがあるというわけですね。今まででしたら、バスしかなかったところを、全部に負担しようということで、5,000円、バスを多く利用する人は、バスを指名されると、それ以外の方にも5,000円還元できるということは、今までより、バスだけしか使えないという意味では、いいのではないかと思います。ほとんど、バスが・・・

委員

「バスなんか要らない。電車だけしか。」という方もいらっしゃる。バスの便利なところはいいですけど、バスの回数の少ないところはね。

委員

それと今言われてような、チケットの問題もあるし、5,000円が最高かなと思います。あんまりこれが高額になると、チケットでの悪用も考えられると思います。

委員長

はい、いろいろご意見をいただいておりますが、一応本日の会議は午前中ということで、設定させていただいております。さらに引き続き次回もご意見を交換していただいて、もんでいただく、あるいは整理をしていただくという中で、制度の方向性を極めていただく。より具体化していただく。最後にアンケート項目に帰りまして、これは特に、今までのご意見を踏まえて、付け加えたりするようなことはありませんでしょうか。

委員

アンケートの回収はどのようにされるのですか。

事務局

郵送です。

委員長

それでは、先ほどございました、財政事情の説明ですとか、あるいは負担をすることはやむを得ないという項目を付け加えて、このアンケート項目で実施することによるしゅうございますか。

(「はい。」と呼ぶ声)

委員長

それでは、次回の委員会ですが9月議会の閉会後の9月下旬に開ければと思っています。まことに勝手でございますが私の都合でございますが9月28日の午後、又は10月2日の午前ですが、どうでしょうか。

委員

ちょっと都合が悪いのですが。

事務局

10月の2日以降であれば、10月の1週目か2週目をお願いします。

委員

午前のほうがありがたいのですが。

委員長

10月5日の午前中でよろしいでしょうか。

10時でよろしいでしょうか。

それではよろしくをお願いします。

それとなにか、このような資料があればというものがありませんでしたら。

事務局

今回は、バス券について中心に議論していただきましたが、次回の委員会では風呂券、映画券についても議論いただきますようお願いします。

委員

同一規模の中核市の制度はどのようになっているのか。前回は資料を提出していただきましたが、もう少し細かい内容も含めた資料があればいただきたいと思います。

委員長

それでは、みなさんどうもお疲れ様でした。

第2回奈良市老春手帳優遇制度検討委員会会議録署名人

委員長（議長） 間 哲 朗

署名人 中 川 伸 二

署名人 村 田 伊 代 子